

○環境省告示第七十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の五第一項第二号ニからトまでの規定に基づき、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月二十四日から適用する。

平成二十一年十一月十日

環境大臣 小沢 鋭仁

第六号に次のように加える。

へ 法第十五条の四の四第一項の認定に係る無害化处理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）

第七号に次のように加える。

ト 前号へに掲げる方法

第八号に次のように加える。

ト 第六号へに掲げる方法

第九号中「ホまで」を「へまで」に改める。

第十号中「へまで」を「トまで」に改める。

第十一号中「へまで」を「トまで」に改める。

第十二号中「及びハ」を「ハ及びへ」に改める。

第十三号ロを次のように改める。

ロ 第六号へに掲げる方法